

県民総合福祉大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民総合福祉大会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民の誰もが心豊かに暮せる福祉社会を確立することを目的として開催される県民総合福祉大会（以下「大会」という。）の実施に要する経費を補助することにより、福祉に対する市民の理解を深め、もって本市の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、県民総合福祉大会実行委員会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会が本市を会場に開催される場合において、その実施に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額から負担金等の本補助金以外の収入の額に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、100千円を限度額とする。

2 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、大会を開催する日の30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度県民総合福祉大会（鳥取大会）事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

名 称	
代 表 者	
所 在 地	

2 事業の概要

事 業 名	
事 業 目 的	
開 催 期 日	
開 催 場 所	
参 加 人 員	
事 業 内 容	
事 業 効 果	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度県民総合福祉大会（鳥取大会）収支予算（決算）書

団体名：

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		